

公益財団法人日本バスケットボール協会

3 x 3 基本規程

第1章 総 則	2
第2章 定 義	3
第3章 選 手	5
第4章 3 x 3 競技大会	8
第5章 JBA 3 x 3 オーガナイザー	12
第6章 懲 罰	15
第7章 改 正	16
第8章 附 則	16

第1章 総則

第1条〔趣旨〕

本規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「本協会」という）の基本規程第1条の2に基づき、本協会における3×3競技に関する基本原則を定める。

第2条〔遵守義務〕

- ① 第4条に定義するオーガナイザーおよび本協会に登録のある個人（選手、指導者等のスタッフ、審判員および役職員その他の関係者、以下本規程において「選手等」という）は、本協会の定款、基本規程、および本規程、またはこれに付随する諸規程ならびに国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という）およびFIBA ASIAの諸規程ならびにスポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」という）および一般社団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）の仲裁関連規則のほか、本協会、FIBA AおよびFIBA ASIAならびにCASおよびJSAAの指示、指令、命令、決定ならびに裁定等を遵守する義務を負う。
- ② オーガナイザーおよび選手等は、FIBAまたはFIBA ASIAによって正式に定められかつ本協会ならびにこれらの団体および個人が服するべきとされた国際競技カレンダーならびに国際試合または国際大会に関する規程等を遵守するものとする。
- ③ 人種、性、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別は、いかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、本規程、本協会基本規程およびその附属規程に従って懲罰の理由とされることがある。

第2章 定義

第1節 総則

第3条〔趣旨〕

本章は、日本国内において開催される3×3競技大会および3×3の組織および運営に関する事項について定める。ただし、本章に定めのない事項については、本協会基本規程に準じる。

第2節 定義

第4条〔定義〕

本規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 3×3競技大会
試合、イベントを含む全ての3×3の大会
- (2) 主催
自己の名義において3×3競技大会を開催すること
- (3) 共同主催（共催）
共同の名義において3×3競技大会を開催すること
- (4) 主管
自己の名義において3×3競技大会を運営すること
- (5) 後援
他者の主催する3×3競技大会を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない）
- (6) オーガナイザー
3×3競技大会を主催する団体または個人
- (7) FIBA 3×3 Event Maker
FIBAが運営管理を行う3×3競技大会構築、管理システム
- (8) Play FIBA 3×3
FIBAが運営管理を行うFIBA 3×3競技者登録管理システム（通称「FIBA PLANE T」）
- (9) JBA 3×3競技大会
本協会が主催および主管する3×3競技大会
 - (ア) 3×3日本選手権大会
 - (イ) 3×3U18日本選手権大会
 - (ウ) 3×3 JAPAN TOUR U23 TOUR FINAL
 - (エ) 3×3 JAPAN TOUR U23 Round
 - (オ) 3×3 JAPAN TOUR OPEN
 - (カ) 3×3 JAPAN TOUR CHALLENGE
- (10) JBA承認3×3競技大会
本協会が、所定の手続きによって競技大会の開催を承認した3×3競技大会
 - (ア) 3×3日本選手権大会 STOP

- (イ) 3x3 U18 日本選手権大会 都道府県予選大会
- (ウ) 3x3 JAPAN TOUR OPEN
- (エ) 3x3 JAPAN TOUR CHALLENGE

- (11) FIBA承認3x3競技大会
FIBA 3x3 Event Makerに大会を構築し、FIBA PLANETに登録された3x3
競技大会
- (12) JBA 3x3 オーガナイザー
本協会に登録された団体または個人であり、第36条に定める大会を主催または主管するもの
- (13) 3x3国際競技大会
IOCまたはFIBAまたはFIBA ASIAが主催する3x3競技大会
- (14) FIBA主催3x3国際競技大会
前号のうち、FIBAまたはFIBA ASIAが主催する3x3競技大会
 - (ア) FIBA 3x3 Official National Team Competitions
 - (イ) World Tour
 - (ウ) Challenger
 - (エ) Women's Series
- (15) Pro Qualifiers (プロ クオリファイヤー)
オーガナイザーがFIBAの承認に基づき主催し、FIBA主催国際大会への出場資格を付与する
3x3競技大会
 - (ア) Super Quest
 - (イ) Super league
 - (ウ) Quest
 - (エ) Lite Quest
 - (オ) Women's Series Qualifier

第3章 選手

第1節 選手

第5条〔趣旨〕

本章の規定は、次に掲げる者（以下本章において「選手」という。）の権利および義務に関する事項について定める。

- (1) 本協会が主催する3×3競技大会に出場する者。
- (2) 都道府県バスケットボール協会が主催する3×3競技大会に出場する者。
- (3) JBA 3×3オーガナイザーが主催する3×3競技大会に出場する者。
- (4) 本協会が3×3日本代表に関連する活動に招聘する者。

第6条〔選手の義務〕

- ① 選手は、本協会の定款、基本規程、本規程およびこれらに付随する諸規程を遵守しなければならない。
- ② 選手は、プレークリーンと非暴力の精神に則り、それに従って行動しなければならない。
- ③ 選手は、国際オリンピック委員会（IOC）およびFIBAの規約に従って遂行される医療検査と管理、特にドーピング検査に、いつでも応じなければならない。
- ④ 本協会加盟チーム（以下本章において「5人制チーム」という）に所属している選手は、3×3競技大会に参加する場合、その選手の所属する5人制チームから大会参加に係る承諾を得るよう努めなければならない。なお、承諾を求められた5人制チームは、選手の意向を尊重し可能な限りこれを承諾するよう努めるものとする。

第7条〔禁止事項〕

選手は、次の各号の行為を行ってはならない。

- (1) IOCおよびFIBAが定める禁止物質の使用。
- (2) 公式試合の結果に影響を与える不正行為への関与。
- (3) 競技大会における審判員、テーブルオフィシャルズその他競技関係者に対する誹謗中傷、威迫、侮辱その他これらに類する行為。
- (4) 第6条各号に反する行為。

第8条〔日本代表チームへの招聘〕

- ① 選手は、本協会により3×3日本代表チームまたは3×3選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該チームの公式活動へ参加する義務を負う。ただし、傷害または疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない場合は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。
- ② 本協会が、3×3日本代表チームまたは3×3選抜チーム等の一員として招聘した者が、5人制チームに所属している場合、招聘したことを当該所属チームに通知するものとする。
- ③ 3×3日本代表チームに招聘された者は、当該チームの公式活動に、原則として無償で参加しなければならない。
- ④ 3×3日本代表チームに招聘された者は、当該チームの公式活動中、本協会が指定するユニフォームお

よび用具等を使用しなければならない。

第9条〔JBA3×3競技大会の肖像等の使用／広告宣伝活動〕

- ① JBA3×3競技大会に参加する選手の当該競技大会に関する肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等を使用する権利は、原則として本協会に帰属するものとする。
- ② 前項に定める選手は、3×3競技選手として、テレビ・ラジオ番組もしくはイベント等に出演、新聞・雑誌等の取材に応諾、または第三者のための広告宣伝・販売促進活動等（以下「広告宣伝活動等」という）に関与する 場合、本協会に予め届け出て、その承認を得なければならない。ただし、予め届出を行うことのできない場合には、事後に広告宣伝活動等に関与したことを本協会に対し報告するものとする。
- ③ 前項の場合、本協会は、所定の承認料を当該選手から徴収することができる。
- ④ JBA3×3競技大会に参加する選手は、本協会が、JBA3×3競技大会について広報・広告宣伝活動を行う場合、原則として無償で協力しなければならない。

第10条〔日本代表チームの肖像等の使用／広告宣伝活動〕

- ① 日本代表チームの選手等の肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等（以下「肖像等」という）を管理運用する権利（以下「肖像権」という）は、次項以下に定めるところに従い、本協会に専属的に帰属するものとする。
- ② 日本代表チームの選手等は、日本代表チームの活動中の選手等の肖像等が報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する選手等の肖像等につき何ら権利を有するものでない。
- ③ 本協会は、日本代表チームの選手等の肖像等を、本協会の広報・広告宣伝活動等のために無償で使用するすることができる。
- ④ 本協会は、次の各号の使用形態で包括的に使用する場合に限り、前項の権利を第三者に許諾することができる。
 - (1) 個々の画面または物等に複数（原則として3名以上）の選手等の肖像等を使用する場合
 - (2) 個々の画面または物等には単独の選手等の肖像等が使用されているが、同一の仕様および条件により、複数（原則として3名以上）の選手等の肖像等を使用する場合
- ⑤ 日本代表チームの選手等は、本協会から指示があった場合、本協会の広報・広告宣伝活動に使用するための素材制作（肖像写真撮影、フィルム・ビデオ撮影、インタビュー録音等）に、原則として無償で応じなければならない。
- ⑥ 日本代表チームの選手等は、日本代表チームのユニフォームを着用してテレビ・ラジオ番組もしくはイベント等に出演し、または第三者のための広告宣伝・販売促進活動等に関与する場合には、事前に本協会の承認を得なければならない。
- ⑦ 本協会は、第4項各号に規定する使用形態で包括的に使用する場合に限り、日本代表チームの選手等の肖像等を、商品化事業において無償で使用することができ、また第三者に対してその権利を許諾することができる。
- ⑧ 本協会は、選手等およびその所属チームの承認を得た場合に限り、単独の日本代表チームの選手等の肖像等を商品化事業において使用することができる。

第2節 選手登録

第11条〔趣旨〕

本節の規定は、JBA 3×3 競技大会およびJBA承認3×3 競技大会に出場する選手の登録に関する事項について定める。

第12条〔選手登録の義務〕

- ① 選手は、第14条〔選手登録の手続き〕の定めるところにより、FIBA PLANETへの選手登録を行わなければならない。
- ② FIBA PLANETの選手登録がない競技者（以下「未登録選手」という）は、JBA 3×3 競技大会およびJBA承認3×3 競技大会に出場することはできない。
- ③ 当該大会要項にて定められている場合は、前2項の限りではない。

第13条〔重複登録〕

選手は、5人制チームに所属するバスケットボール選手とは別に3×3選手として登録をすることができる。

第14条〔選手登録の手続き〕

選手は、JBA 3×3 競技大会およびJBA承認3×3 競技大会の申込みまでに、FIBAが運用する「FIBA Planet」へ登録手続きを完了しなければならない。

第15条〔外国籍選手の登録〕

- ① 本協会、都道府県バスケットボール協会およびJBA 3×3 オーガナイザーが主催または主管する3×3 競技大会の開催のために国外から招集または招聘された外国籍の選手について、本協会が次項に定める条件を満たすと認める場合に限り、その出場を認めることができる。
- ② 外国籍の選手に対し、契約金や賞金等の支払いが発生する、または発生する可能性を有する場合は、必ず大会のオーガナイザーが、当該選手の入国および滞在を証明する入国査証等の確認を行うものとする。

第4章 3x3競技大会

第1節 総則

第16条〔趣旨〕

本章は、日本国内において開催される3x3競技大会の組織および運営に関する事項について定める。ただし、本章に定めのない事項については、理事会において別に定める。

第17条〔3x3競技大会の名称の制限〕

本協会が主催する場合を除き、すべての3x3競技大会は、その競技大会の名称に次の各号に掲げるような全国規模または日本一を決する競技大会を想起する単語を使用することはできない。

- (1) 全日本
- (2) 日本
- (3) 全国
- (4) JAPAN
- (5) ALL JAPAN
- (6) その他前各号に類するもの

第18条〔3x3競技大会の参加料および賞品〕

3x3競技大会に参加するチームおよび選手の参加料および賞品（賞金を含む）は、競技大会の価値および選手の年齢・社会的立場等にふさわしいものでなければならない。

第19条〔競技規則〕

3x3競技大会における競技規則は、原則としてFIBAが制定する「Official 3x3 Basketball Rules」および本協会がこれに準じて定める「3x3バスケットボール競技規則」を適用するものとする。ただし、具体的な適用細則については、各大会の大会要項において別途定めることができる。

第2節 JBA 3x3競技大会

第20条〔趣旨〕

本節は、本協会が主催および主管する3x3競技大会（以下「JBA 3x3競技大会」という。）に関する事項について定める。

第21条〔JBA 3x3競技大会の開催〕

- ① JBA 3x3競技大会を開催する場合、原則、FIBA 3x3 Event Maker を利用しなくてはならないものとする。その際はFIBAの定める規程等を遵守しなければならない。
- ② 本協会の判断によりFIBA 3x3 Event Maker を利用しない場合、各大会要項にてFIBA PLANETを利用しない旨を定めることとする。

第22条〔主管の委託、譲渡〕

- ① 本協会は、JBA3x3競技大会の主管を都道府県バスケットボール協会またはJBA3x3オーガナイザーに委託、譲渡することができる。
- ② 本協会より主管を委託、譲渡された都道府県バスケットボール協会またはJBA3x3オーガナイザー（以下、本章において「JBA3x3競技大会主管オーガナイザー」という。）は、第5章第2節に定める義務および責任を負うものとする。
- ③ JBA3x3競技大会主管オーガナイザーは、当該競技大会に関する本協会の決定・指示に従わなければならない。
- ④ JBA3x3競技大会主管オーガナイザーは、当該大会の収支の帰属および処理ならびに大会運営に関する責任の分担について、あらかじめ書面または電磁的方法により取り決めなければならない。
- ⑤ 本協会より主管を委託、譲渡されたJBA3x3競技大会が天変地異等の不可抗力により中止となった場合の損失の処理については、本協会とJBA3x3競技大会主管オーガナイザーの協議により決定する。

第23条〔JBA3x3競技大会主管オーガナイザーの権利〕

JBA3x3競技大会を主管するJBA3x3競技大会主管オーガナイザーは、大会運営に必要な審判員およびテーブルオフィシャルを本協会へ派遣要請することができる。

第3節 JBA承認3x3競技大会

第24条〔趣旨〕

本節では、JBA3x3オーガナイザーが主催する第4条第10号に定めるJBA承認3x3競技大会の開催に関する事項について定める。

第25条〔JBA承認3x3競技大会の主催および主管〕

- ① JBA承認3x3競技大会は、都道府県バスケットボール協会またはJBA3x3オーガナイザーが主催し、主管する。
- ② 前項の規定にかかわらず、主催オーガナイザーは、主管を他の団体に委託、譲渡することができる。
- ③ 前項の場合においては、主催オーガナイザーおよび主管を受ける団体は、当該大会の収支の帰属および処理ならびに大会運営に関する責任の分担について、あらかじめ書面または電磁的方法により取り決めなければならない。

第26条〔JBA承認3x3競技大会開催の承認および届出料〕

- ① JBA承認3x3競技大会を主催しようとする都道府県バスケットボール協会またはJBA3x3オーガナイザーは、第39条〔大会の届出〕に定めるところにより、本協会に届出をし、本協会の承認を得なければならない。
- ② 本協会は、前項の承認にあたり、必要に応じて条件を付する。
- ③ 第1項の承認を受けた主催オーガナイザーは、本協会が別に定めるところにより、届出料を納付しなければならない。

第4節 3 x 3 国際競技大会

第27条〔海外における3 x 3 国際競技大会への参加〕

F I B A または F I B A A S I A 等より、その主催する競技大会への出場要請があった場合は、本協会が出場チームを決定し、派遣するものとする。

第28条〔F I B A 主催 3 x 3 国際競技大会の主管〕

F I B A 主催 3 x 3 国際競技大会は、本協会、都道府県バスケットボール協会または J B A 3 x 3 オーガナイザーが主管することができる。

第29条〔F I B A 主催 3 x 3 国際競技大会の主管オーガナイザーの責任〕

- ① 前条の規定により F I B A 主催 3 x 3 国際競技大会を主管するオーガナイザーは、当該大会の国内における運営について責任を負い、当該大会の開催に関し国内法に基づき生じる責任を負う。
- ② 前項のオーガナイザーは、F I B A との契約に基づき、当該大会に関する収支について責任を負う。
- ③ 当該大会については、F I B A の規程が優先して適用され、F I B A の規定に定めがない事項については本規程および本協会基本規程等に則る。
- ④ F I B A 主催 3 x 3 国際競技大会を主管するオーガナイザーは、第39条〔大会の届出〕の規定に従い、本協会に対し大会の届出を行わなければならない。

第5節 Pro Qualifiers

第30条〔Pro Qualifiers の主催の責任〕

- ① Pro Qualifiers を主催するオーガナイザーは、当該大会の開催における責任を負う。
- ② Pro Qualifiers を主催する団体は、F I B A との契約に基づき、当該大会に関する収支について責任を負う。
- ③ Pro Qualifiers を主催するオーガナイザーは、第39条〔大会の届出〕の規定に従い、本協会に対し大会の届出を行わなければならない。

第31条〔主管の委託、譲渡〕

- ① Pro Qualifiers を主催するオーガナイザーは、第三者に主管を委託、譲渡することができる。
- ② Pro Qualifiers を主催するオーガナイザーは、前項の規定に基づき主管を委託、譲渡した主管者に本規程および第5章第2節に定める義務および責任を遵守させなければならない。
- ③ Pro Qualifiers を主催するオーガナイザーは、当該大会の収支の帰属および処理ならびに大会運営に関する責任の分担について、あらかじめ主管者との間で書面または電磁的方法により取り決めなければならない。
- ④ Pro Qualifiers を主催するオーガナイザーは、天変地異等の不可抗力により中止となった場合の損失の処理については、あらかじめ主管者との間で書面または電磁的方法により取り決めなければ

ばならない。

第6節 大会規律

第32条〔趣旨〕

本節は、3×3競技大会において発生する規律違反事案の処理およびその効力に関する基本事項について定める。

第33条〔大会規律委員会の設置および権限〕

- ① 3×3競技大会の主催者は、当該大会ごとに大会規律委員会またはこれに準ずる機関（以下「大会規律委員会等」という。）を設置しなければならない。
- ② 大会規律委員会等は、当該大会において発生した規律違反事案について審理し、必要な処分を決定する。
- ③ 前項に基づき決定された処分は、当該主催者が主催する大会の範囲内において効力を有する。
- ④ 主催者は、処分を決定した場合、その内容を速やかに本協会に報告しなければならない。

第34条〔処分の効力の適用範囲〕

- ① 本協会は、前条の報告を受けた処分の内容が、3×3競技全体の秩序または信用を著しく害する重大な事案に該当すると判断した場合には、当該処分の効力を、次に掲げる大会においても有効とする。
 - (1) JBA 3×3競技大会
 - (2) JBA承認3×3競技大会
 - ② 前項に基づき本協会が処分を決定した場合には、その効力は、日本国内における3×3競技大会への出場資格の制限として運用する。
 - ③ 本条に基づく効力は、Play FIBA 3×3の登録状態を問わず適用される。
-

第5章 JBA 3 x 3 オーガナイザー

第1節 総則

第35条〔趣旨〕

本章は、3 x 3 競技大会を通し、3 x 3 競技者人口の拡大を図り、かつ、日本国内における3 x 3 バスケットボールの普及、育成、強化に寄与するため、本協会に登録し、3 x 3 競技大会の主催または主管を行うJBA 3 x 3 オーガナイザーに関する事項を定める。

第36条〔登録条件〕

本協会への登録は、次に掲げる大会を主催または主管するオーガナイザーを対象とする。

- (1) JBA 3 x 3 競技大会
- (2) JBA 承認 3 x 3 競技大会
- (3) FIBA 主催 3 x 3 国際大会
- (4) Pro Qualifiers
- (5) 前項に定める大会以外に本協会が登録を必要と判断する大会。

第37条〔登録手続〕

本規程第36条〔登録条件〕に定める大会を主催または主管するオーガナイザーは、本協会に対し、次の各号に掲げる手続に従い登録を行わなければならない。

- (1) 本協会指定の様式により、団体、代表者、連絡先および開催予定の大会に関する情報を届け出ること。
- (2) 前号の届出をもって、本協会へのJBA 3 x 3 オーガナイザー登録を完了しなければならない。
- (3) 前2号の登録手続は、原則として大会を開催する前年の12月末日までに完了させなければならない。
- (4) 登録の有効期間は、登録完了日から翌年12月末日までとする。ただし、期中登録の場合も有効期間の末日は当該年の12月末日までとする。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、都道府県バスケットボール協会は、本協会の加盟団体であることを鑑み、本条に定める登録手続を免除する。

第38条〔オーガナイザー登録料〕

JBA 3 x 3 オーガナイザーは、本協会への登録にあたり、本協会が定める登録料を納付しなければならない。

第39条〔大会の届出〕

- ① JBA 3 x 3 オーガナイザーは、第36条〔登録条件〕に定める大会を開催するにあたり、以下に掲げる申請手続を行わなければならない。
- ② オーガナイザーは、本協会が定める期日までに、所定の様式より大会計画の届出を完了しなくてはならない。
- ③ 前号の大会計画の届出には、次に掲げる事項を記載、または書類を添付するものとする。

- (1) 大会企画および実施要領に関する書類。
 - (2) 大会期日および開催場所を確認できる書類。
 - (3) 当該大会に継続的または定期的に出場することが予定されている加盟チームが存在する場合は、当該チームに関する情報。
 - (4) JBA承認3x3競技大会については第26条に従うこと。
 - (5) 主管を委託、譲渡する場合は、主管者に関する情報。
 - (6) その他、本協会が必要と認める事項。
- ④ 届出事項に変更が生じた場合は、速やかに本協会へ届け出ること。

第2節 JBA 3x3オーガナイザーの義務と責任

第40条〔義務〕

JBA 3x3オーガナイザーは、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 本規程、本協会およびFIBAが定める各種規程、方針、および国内諸法令を遵守すること。
- (2) 本協会およびバスケットボール競技全体の名誉または信用を毀損する行為を行わないこと。
- (3) 自らまたはその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他これらに準ずる反社会的勢力に該当しないこと、およびこれらと実質的に関与していないことを保証すること。
- (4) 大会開催において、特定の政治活動、宗教活動、または反社会的活動を行わないこと。
- (5) 個人情報保護法、著作権法、および肖像権関連法令を遵守し、関係者の権利を適切に保護・管理すること。
- (6) FIBA 3x3 Event Makerへの登録および大会結果の適時反映を行うこと。

第41条〔主催者の責任〕

JBA 3x3オーガナイザーは、大会を主催するとき次の各号に掲げる責任を果たさなければならない。

- (1) 自己の責任と負担において大会を統括し、当該大会に関し対外的に生じる契約上および法律上の責任を負うこと。
- (2) 主催と主管が異なる場合は、第25条第3項の定めに従い、収支の帰属および処理ならびに責任の分担について、あらかじめ書面または電磁的方法により取り決めること。
- (3) 主管を他の団体に委託または譲渡する場合であっても、当該大会の最終的な統括責任を負うこと。
- (4) 大会規律規程を定め、開催する大会毎に大会規律委員会またはそれに準ずる機関を設置し、規律違反に対し適切に対処すること。
- (5) 当該大会の実施に必要な保険に加入し、または主管者に加入させる等、適切な措置を講じること。
- (6) 審判員およびテーブルオフィシャルズの派遣を要請する場合は、本協会または開催地を管轄する都道府県バスケットボール協会に対し、所定の手続を行うこと。
- (7) 審判員およびテーブルオフィシャルズの尊厳を保護し、参加者等による誹謗中傷、不当な不服申立て、その他一切のハラスメント行為を防止するために必要な措置を講じること。

第42条〔主管者の責任〕

JBA 3x3オーガナイザーは、大会を主管するとき次の各号に掲げる責任を果たさなければならない。

- (1) 当該大会の現場運営を統括し、参加者、役員、スタッフ、観客、および関係者全ての安全を最優先で確保し、大会の円滑な運営に努めること。
- (2) 大会中の事故、急病等に備え、適切な救護体制および緊急連絡体制を整備すること。
- (3) 主催者との取り決めに基づき、担当する範囲における収支および運営実務を適切に履行すること。

第43条〔登録の拒絶および取消し〕

- ① 本協会は、オーガナイザーの登録申請が次の各号のいずれかに該当するとき、その登録を拒絶することができる。
 - (1) 申請内容に虚偽があるとき。
 - (2) 本規程または本協会基本規程等に違反し、登録を取り消された後、相当な期間を経過していないとき。
 - (3) 反社会的勢力との関与が疑われるとき。
 - (4) 本章定める義務および責任を果たせないと判断される時。
- ② 本協会は、登録済みのオーガナイザーが前項各号に該当したとき、または本規程または本協会基本規程等に違反したときは本規程第6章に従い、その登録を取り消すことができる。

第6章 懲 罰

第44条〔趣旨〕

本章は、本協会が科す懲罰およびその手続に関する事項について定める。

第45条〔懲罰の対象および範囲〕

- ① 本章の規定は、次に定める者に対して、本協会が科す懲罰およびその運用に関する事項について定める。
 - (1) 本協会により日本代表活動に招聘された選手
 - (2) JBA 3 x 3 競技大会へ出場する選手
 - (3) JBA 3 x 3 オーガナイザー
- ② 本協会は、前項各号に掲げる者が本協会の定款、基本規程、本規程またはこれらに付随する諸規程に違反した場合には、本章および別途定める「倫理規程」、「裁定規程」、「規律規程」、その他これに付随する諸規程の定めるところにより、懲罰を科すことができる。
- ③ 懲罰の種類および手続については、本協会基本規程第10章「懲罰」の定めに従う。
- ④ JBA 3 x 3 オーガナイザーについては、懲罰を行う時点で本協会への登録がない場合も、違反行為時に本協会への登録があった者を含むものとする。
- ⑤ 3 x 3 競技大会において発生した大会内規律事案については、当該大会の主催者が設置する大会規律委員会その他これに準ずる機関が処理するものとし、原則として本協会は直接懲罰を科さない。

第7章 改正

第46条〔改廃〕

- ① 本規程の改廃は、理事会の決議を得て、これを行う。
- ② 第1項に関わらず第4条に記載する大会の名称の変更、追加、削除においては事務総長の決定を得て、これを行うことができる。

第47条〔所管〕

本規程の所管は、3×3本部とする。

第8章 附則

第48条〔附則〕

- ① 本規程は、平成27年2月12日から施行する。

平成28年3月9日一部改定

平成29年2月8日一部改定

2018年3月7日一部改定

2019年11月14日一部改定

2020年4月21日一部改定

2021年3月11日一部改定

2022年4月14日一部改定

2023年3月8日一部改定

2024年2月7日一部改定

2025年2月6日一部改定

2026年3月18日一部改定